

◎新潟県告示第1043号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年8月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 田崎医院	長岡市大島本町三丁目六番地二十六	平成24年6月30日
城北クリニック	新発田市中曾根町1丁目3番25号	平成24年5月31日
石田医院	燕市灰方790番地	平成24年6月30日
川上歯科医院	佐渡市両津夷216	平成24年3月31日
寺尾歯科医院	新発田市中央町4丁目3-17	平成24年7月31日
中沢歯科医院	南魚沼市六日町986-2	平成24年7月1日
三川インター歯科・矯正歯科クリニック	東蒲原郡阿賀町あが野南4324-14	平成24年5月31日
有限会社 さど調剤・さくら薬局 両津	佐渡市両津夷91番地	平成24年5月31日
株式会社 土田薬局	三条市本町三丁目6番23号	平成17年3月31日